

一般社団法人運動器カテーテル治療研究会

(TAME 研究会)

定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人運動器カテーテル治療研究会 (TAME 研究会)と称する。英文では、「Society of Musculoskeletal Interventional Radiology and Treatment」と表記する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、運動器カテーテル治療に関する研究発表、知識の交換、会員及び国内外の関連学会あるいは団体との連携協力を通じて、運動器カテーテル治療の進歩、普及、啓発を図り、もって我が国の医学研究・教育、慢性疼痛疾患の治療・管理・予防に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術大会、学術講演会等の開催
- (2) 学会誌、診断・治療ガイドライン、その他の刊行物の発行
- (3) 専門医、指導医、教育認定施設等の認定
- (4) 研修及び教育の実施
- (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (6) 会員及び国内外の関連学会あるいは団体との連絡及び協力
- (7) 国際的な研究協力と交流の推進
- (8) 普及啓発活動
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

2 前項の事業は、本邦及び国外で行うものとする。

## 第3章 社員

### (入社)

第5条 当法人の社員として入社しようとする者は、総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(退社)

第 6 条 社員は、総会において別段に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 7 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 8 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会(以下、総会)は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 13 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月

以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(総会の議事録)

第 18 条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印又は署名し、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

3 議事録署名人は、総会において議長が選任する。

## 第5章 役員等

### (役員を設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 12 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

### (役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は総会の決議によって社員の中から選出する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (役員の任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任者の残任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事若しくは監事が、第 19 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (理事の職務)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

### (監事の職務)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の実任免除等)

第 24 条 この法人は、理事又は監事の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員の実任)

第 25 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の実任等及び費用に関する規程により実任を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その額については総会において別に定める役員の実任等及び費用に関する規程による。

## 第6章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 細則等この法人の運営において必要な規程の制定、変更及び廃止
- (6) その他総会において理事会に委任された職務

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発し

なければならない。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の開催)

第 29 条 通常理事会は、毎事業年度に原則として 2 回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、法令に別段の定めがあるとき、又は理事長に事故あるときは、理事会の決議により議長を選任し、その者がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、決議の目的である事項について提案した場合において、議題につき理事の全員が、書面または電子メール等の個人を証明しうる媒体をもって同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(決議・報告の省略)

第 32 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合におい

ては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法令に別段の定めのある事項を除く。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

3 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 基金

(基金の拠出等)

第 34 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入職
- (5) その他の収入

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理



理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事による監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時総会に報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款は主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿は主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の旅費及び必要経費等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

2 この法人の会計処理の基準は、公益法人会計基準の定めるところによる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 (公告の方法)

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故、その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 45 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)定款
- (2)会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3)理事及び監事の名簿
- (4)認可及び登記に関する書類
- (5)定款に定める機関の議事に関する書類
- (6)事業計画書及び収支予算書
- (7)事業報告書及び収支決算書等の計算書類
- (8)監査報告書
- (9)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、別に定める情報公開規程によるものとする。

## 第12章 附則

(最初の事業年度)

第 46 条 この法人の最初の事業年度は、設立の日から令和 2 年 8 月 31 日までとする。

(設立時社員氏名、住所)

第 47 条 この法人の設立時社員は、次のとおりである。

(住所) 神奈川県横浜市緑区霞が丘三丁目 11 番 10 アーバンウェル 203 号

(氏名) 奥野 祐次 医療法人社団祐優会理事長

(住所) 奈良県五條市今井町 870-3

(氏名) 吉川 公彦 奈良県立医科大学放射線科教授

(住所) 山口県宇部市常磐町 2 丁目 7 番 15 - 1201 号

(氏名) 田口 敏彦 山口労災病院院長

(住所) 東京都目黒区碑文谷 6-13-15

(氏名) 池上 博泰 東邦大学大橋医療センター 整形外科教授

(住所) 埼玉県熊谷市上奈良 1259 番地 1

(氏名) 奥野 洋子 熊谷神経クリニック院長 (医療法人 弥生会)

(住所)

(設立時の理事・監事)

第 48 条 この法人の設立時の理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事 奥野 祐次 神奈川県横浜市緑区霞が丘三丁目 11 番 10 アーバンウェル 203 号

設立時理事 吉川 公彦 奈良県五條市今井町 870-3

設立時理事 池上 博泰 東京都目黒区碑文谷 6-13-15

設立時理事 奥野 洋子 埼玉県熊谷市上奈良 1259 番地 1

設立時監事 田口 敏彦 山口県宇部市常磐町 2 丁目 7 番 15 - 1201 号

(設立時の代表理事)

第 49 条 この法人の設立時の代表理事は次のとおりとする。

設立時代表理事 奥野 祐次

(法令の準拠)

第 50 条 この定款に定めない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。